

2024年7月号 (Vol.6)

I. 証取法関係

1. 証券取引法 43 条の 1 第 1 項における株式取得届出に関する規則の改正
2. 公開発行会社監査委員会の職権行使規則の改正
3. 公開発行会社董事会の議事進行規則の改正
4. 銀行・金融持株会社等の年次報告書に記載すべき事項に関連する解釈書簡の公表

II. 公平取引法関係

1. 公平取引委員会の関連市場画定に対する処理原則の改正
2. 公平取引委員会の事業上の著作権・商標権又は特許権侵害に関する警告状送付に対する処理原則の改正

III. 労務関係等

1. 「性別平等雇用法」の下位法令に関する改正
2. 雇用主の残業代未払いに関する行政罰の時効に関する解釈書簡（労働部 2024 年 3 月 11 日労働条 2 字 1130147758 号）の公表

IV. その他

1. 電子署名法の改正
2. 商標法施行細則の改正
3. 「私法人による住宅の用に供する建物の購入の許可に関する規則」の改正
4. 立法院職権行使法と刑法の一部改正

森・濱田松本法律事務所

弁護士 江口 拓哉

TEL. 06 6377 9402

takuya.eguchi@mhm-global.com

弁護士 鈴木 幹太

TEL. 03 6213 8118

kanta.suzuki@mhm-global.com

台湾弁護士 紀 鈞涵

TEL. 03 6266 8557

chunhan.chi@mhm-global.com

MHM TAIWAN NEWSLETTER

I. 証取法関係

1. 証券取引法 43 条の 1 第 1 項における株式取得届出に関する規則の改正

執筆担当：紀 鈞涵、鈴木 幹太

昨年配信したニュースレターでご紹介したとおり¹、2023 年 5 月 10 日、証券取引法の改正が公布され、公開発行会社の株式の大量取得者の届出に関する規定が改正されました。同証券取引法の改正は、公布日から 1 年後の 2024 年 5 月 10 日に施行されました。証券取引法の改正に伴い、下位法規の「証券取引法第 43 条の 1 第 1 項における株式取得届出に関する規則」²が 2024 年 1 月 30 日に改正され（以下、「本改正」）、同規則は、改正証券取引法の施行日と同じく、2024 年 5 月 10 日に施行されました。本改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 大量取得者の届出基準の変更

証券取引法 43 条の 1 の改正にあわせ、公開発行会社の株式を取得する際の届出基準が発行済み株式総数の 10%から 5%に引き下げられました（2 条、6 条及び 7 条）。

(2) 届出書の提出方法の簡素化

本改正前には公開発行会社の株式を届出基準を超えて取得する場合、「公開資訊觀測站」³（以下、「MOPS」）で公告を行うほか、書面にて主管機関に届出を行うこととされていました。これに対して、本改正では、書面届出を不要とし、届出書のファイルを MOPS にアップロードすれば、届出及び公告が完了する旨を定めました（9 条）。また MOPS から、取得先の対象会社、台湾証券取引所、Taipei Exchange へ通知がなされることとしました。

(3) 改正の経過措置

本改正では、届出基準が公開発行会社の発行済み株式総数の 10%から 5%に引き下げられたため、本改正の施行前にすでに公開発行会社の発行済み株式総数の 5%超 10%未満を取得した者は、理論的に施行日から届出義務が発生するようになります。そこで、経過措置として、施行日である 2024 年 5 月 10 日の前に公開発行会社の発行済み株式総数の 5%超 10%未満を取得した者が引続き施行日に継続して保有

¹ [MHM TAIWAN NEWSLETTER 2023 年 6 月号 \(Vol.3\)](#) を参照。

² 中国語「證券交易法第四十三條之一第一項取得股份申報辦法」

³ Market Observation Post System https://mops.twse.com.tw/mops/web/t51sb10_q1

MHM TAIWAN NEWSLETTER

している場合、施行日から 10 日以内に届出と公告を行わなければならないと定め
ました（12 条）。

2. 公開発行会社監査委員会の職権行使規則の改正

執筆担当：鄭 鈺璇⁴、長谷 修太郎

今般、公開発行会社における監査委員会の職権等をより明確にするために、金融
監督管理委員会により、「公開発行会社監査委員会の職権行使規則」⁵（以下、「本規
則」）の改正が行われました。本規則は、証券取引法 14 条の 4 第 5 項に基づき、公
開発行会社に設置される監査委員会の職権行使について詳細に定めるものです。今
回の改正は 2024 年 1 月 11 日に公布され、同日から施行されています。

本規則の主な改正内容は以下のとおりです。

- (1) 証券取引法、会社法等における監査役に関する規定は、監査委員会に準用
する（本規則 5 条 1 項）。
- (2) 会社法において監査役が会社を代表する場合⁶について、監査委員会を設置
した会社を代表する者（単独または共同代表）は、監査委員である独立董
事の 2 分の 1 以上の同意によって選任する。会社を代表する者が選任され
ていない場合は、監査委員の独立董事の全員が共同代表となる（本規則 5
条 4 項）。
- (3) 監査委員会の開催時間と場所について、原則として監査委員の独立董事の
出席に便利な時間かつ会合に適した日時及び場所に設定しなければならない
（本規則 7 条 3 項）。
- (4) 監査委員の 2 分の 1 以上を占める独立董事は、招集権者に対し、監査委員
会を招集する理由及び会議事項を記載した書面にて、監査委員会の召集を
請求することができる。招集権者がこの請求から 15 日以内に監査委員会を
招集しない場合、監査委員の 2 分の 1 以上を占める独立董事は、自ら監査
委員会を招集することができる（本規則 7 条 6 項）。
- (5) 監査委員の出席が全体の半数に満たない場合、監査委員会を延会するこ
とができる。但し、延会は当日中かつ 2 回以内に限る（本規則 8 条の 1）。

⁴ 2024 年 7 月 1 日より、ジェノア法律事務所所属。

⁵ 中国語「公開發行公司審計委員會行使職權辦法」

⁶ 会社が董事に対して訴訟を提起する場合（会社法 213 条、214 条 1 項）、及び董事が、自己又は他人の
ために会社と売買、貸借その他の法律行為を行う場合（会社法 223 条）には、監査役が会社を代表す
るとされている。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

3. 公開発行会社董事会の議事進行規則の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、長谷 修太郎

金融監督管理委員会により、上記 2.の公開発行会社監査委員会の職権行使規則の改正と同時に、証券取引法 26 条の 3 第 8 項に基づき、公開発行会社の董事会の議事進行について規定する「公開発行会社董事会の議事進行規則」（以下、「本規則」）の改正も行われました。主な改正内容は以下のとおりです。

- (1) 董事会への董事の出席が全体の半数に満たない場合、董事会を延会することができる。但し、延会は当日中かつ 2 回以内に限る（本規則 12 条 1 項）。
- (2) 董事会の開催中に議長が何らかの理由によりその職を務めることができない場合、その代理人の選任については本規則 10 条 3 項⁷の規定を準用する（本規則 13 条 4 項）。

4. 銀行・金融持株会社等の年次報告書に記載すべき事項に関連する解釈書簡の公表

執筆担当：陳 佳茵、青山 慎一

金融監督管理委員会は、2024 年 2 月 22 日、銀行、金融持株会社及び手形金融会社（以下、「銀行等」）の年次報告書に記載すべき事項の準則⁸に基づき、銀行等の温室効果ガスの検証⁹、保証¹⁰、削減目標、対策及び具体的な行動計画に関する情報開示のスケジュールに関する通達を公表しました¹¹。通達の主な内容は以下のとおりです。

温室効果ガスの検証及び保証に関する情報について、銀行等は 2024 年以降、銀行等の子会社は 2025 年¹²以降、それぞれ開示義務が課されます。削減目標、対策及び具体的な行動計画に関する情報は、銀行等の資本金の額¹³に応じて、2025 年から 2027 年までに順次開示義務が課されます。

⁷ 董事長が休暇又は職権行使できない場合、副董事長が代理する。副董事長を置いていないとき、又は副董事長も休暇又は事故によって職権を行使できないときは、董事長が常務董事一名を指定して代理させる。常務董事を置いていないときは、董事一名を指定して代理させる。董事長が代理人を指定していないときは、常務董事又は董事が一名を互選して代理する。

⁸ 中国語「金融控股公司年報應行記載事項準則」、「銀行年報應行記載事項準則」、「票券金融公司年報應行記載事項準則」、「金融業募集發行有價證券公開說明書應行記載事項準則」

⁹ 中国語「盤查」。直近 2 年間の温室効果ガスの排出量、排出密度（売上金額 100 万 NTD あたりの二酸化炭素排出量）等に関する情報を指します。

¹⁰ 中国語「確信」。直近 2 年間の検証の範囲、期間、準則及び意見等の検証状況に関する情報を指します。

¹¹ 2024 年 2 月 22 日付金管銀字 11302705091 号通達。

¹² 資本金の額によって開始年度が異なる場合があります。

¹³ 資本金の額が 100 億 NTD 以上である場合は 2025 年以降、50 億以上 100 億 NTD 未満は 2026 年以降、50 億 NTD 未満は 2027 年以降、それぞれ開示義務が課されます。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

なお、今回の通達に基づくものではありませんが、資本金の額が 100 億 NTD 以上の上場・店頭公開会社は、2024 年以降、年次報告書に温室効果ガスの検証及び保証に関する情報を記載しなければなりません¹⁴。

II. 公平取引法関係

1. 公平取引委員会の関連市場画定に対する処理原則の改正

執筆担当：陳 佳茵、水本 真矢

公平取引委員会（以下、「TFTC」）は、2023 年 11 月 22 日に「公平取引委員会の関連市場画定に対する処理原則」¹⁵（以下、「本原則」）を改正しました。TFTC は、2022 年 12 月に公表した「デジタル経済競争政策白書」¹⁶において、デジタル経済の下における関連市場の画定に関する方向性を提示していました。これに基づき、国際競争法の立法動向及び実務の運用状況も鑑みた上で、本原則の改正が行われました。今回の改正の要点は以下のとおりです。

(1) 市場画定に際しての考慮要素の追加

デジタル経済の下で適切に関連製品市場及び地理的市場を画定することを目的として、TFTC は、以下の要素を市場画定の際の考慮要素に追加しました。

① 関連製品市場の画定に関する考慮要素（本原則第 4 点）：

- (ア) 価格構造¹⁷
- (イ) 消費行動¹⁸
- (ウ) 製品技術、仕様又は標準が形成する互換性及び補完性¹⁹
- (エ) 多面市場構造下の利用者間の取引関係及び間接的ネットワーク効果

② 地理的市場の画定に関する考慮要素（本原則第 5 点）：

- (ア) 製品の所在地域の使用言語と地域文化

¹⁴ 2022 年 11 月 28 日付金管証発字 11103849344 号通達。なお、資本金の額によって一部の会社の開始年度が異なります。

¹⁵ 中国語「公平交易委員會對於相關市場界定之處理原則」

¹⁶ 中国語「數位經濟競争政策白皮書」

¹⁷ 当局の説明によれば、例えば、クレジットカード市場では、カードの発行銀行がカードの保有者に年会費及び手数料なしのサービスを提供し、加盟店舗にその手数料を負担させるという価格構造となっており、特定の市場に対して低価格戦略を採用し、その市場の顧客の参加度を増やす一方、間接的ネットワーク効果を利用して、もう一つの市場の顧客の参加度を高めることで、低価格による損失を補い、全体として利益を得ることができるとされています。

¹⁸ 当局の説明によれば、例えば、欧州連合の過去の事例では、性別要素が消費者に与える異なる購買行動を考慮し、関連製品市場が「男性用デオドラント」と「非男性用デオドラント」の 2 つの異なる市場に細分化されたことがあり、このような場合、消費行動として考慮されるとされています。

¹⁹ 当局の説明によれば、例えば、欧州連合における Google Android 案件では、異なるスマートフォンシステムのライセンスと互換性の違いを考慮し、製品市場を Android オペレーティングシステムのみ限定し、iOS や BlackBerry オペレーティングシステムを含まないとされましたが、このような場合、製品技術、仕様又は標準が形成する互換性及び補完性として考慮されるとされています。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

①の（エ）でいう「多面市場」とは、事業者がプラットフォームを提供して、2以上の利用者グループ間の相互作用を促し、間接的なネットワーク効果を生じさせることをもって、企業価値を生み出す市場構造をいうとされています（本原則第2点（六））。当局の説明によれば、例えば、クレジットカード市場は、クレジットカードの保有者と加盟店舗がクレジットカードを通じて取引を行うため、多面市場に該当するとされています²⁰。

また、「間接的ネットワーク効果」とは、特定の経済グループにおける利用者がプラットフォームを通じて得る商品またはサービスの価値が、プラットフォームのほかの経済グループの利用者数に影響されることを指すとされています（本原則第2点（七））。当局の説明によれば、例えば、クレジットカードは、あるクレジットカードの保有者が多ければ多いほど、そのクレジットカードは加盟店舗にとって価値が高くなる構造にあり、間接的ネットワーク効果があることになるとされています²¹。

（2） 「仮想的独占者テスト法」²²の改正、及び間接的ネットワーク効果への考慮

デジタル経済の下では、事業者が間接的ネットワーク効果を考慮して、一部の製品価格を「ゼロ」にする可能性があり、こうした場合、価格変動をもとにした分析を行うことができないという問題点があります。そのため、TFTCは海外の関連市場画定に関する規定及び学術研究を参考にし、本原則で規定されている市場画定の分析方法である仮想的独占者テスト法を修正しました。具体的には、市場画定の分析にあたっては、価格変動の代わりに品質やコスト等の要素を選択して分析を行うことができ、また、間接的ネットワーク効果を考慮しなければならないとされました（本原則第9点）。

2. 公平取引委員会の事業上の著作権・商標権又は特許権侵害に関する警告状送付に対する処理原則の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、青山 慎一

知的財産の権利者が自らの調査により市場で模倣品を発見した際に、権利者が取ることができる対策の一つに警告状の送付があります。台湾の公平取引委員会は、事業者の間の公正な競争を確保するために、警告状送付の処理規則（以下、「本規

²⁰ 本原則一部改正草案比較表（中国語「公平交易委員會對於相關市場界定之處理原則部分規定修正草案對照表」）における第2点の説明の一（三）。

²¹ 本原則一部改正草案比較表（中国語「公平交易委員會對於相關市場界定之處理原則部分規定修正草案對照表」）における第2点の説明の二（一）。

²² 中国語「假設性獨占者檢測法」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

則」)を定めています。2024年3月29日に本規則の改正が公布・施行されました。本規則の主な改正は以下のとおりです。

- (1) 「電子文書」も本規則が適用される警告状に該当することの明記(2条1項6号)。
- (2) 以下のいずれかを満たす場合の警告状の送付は、原則として正当な権利行使と認められることを規定(本改正で下線部が新たに規定された)。
 - ① 著作権侵害の有無について、著作権審議調停委員会²³による調停が成立して、裁判所が当該調停を承認²⁴した場合(3条1項2項)。
 - ② 専門機構に侵害鑑定報告の作成を依頼すると同時に、実用新案²⁵侵害の場合、台湾知的財産局(TIPO)の実用新案技術報告²⁶を提供し、かつ、警告状を送付する前または同時に、侵害者に対して侵害行為の排除を求めている場合(3条1項3項)。
 - ③ 被侵害権利の内容、範囲及び侵害の具体的な事実等を含む警告状を送付する前または同時に、侵害者に対して侵害行為の排除を求め、かつ、実用新案侵害の場合、警告状を送付すると同時に、実用新案技術報告を提供する場合(4条1項3号)。

Ⅲ. 労務関係等

1. 「性別平等雇用法」の下位法令に関する改正

執筆担当：呉 思定、森 琢真

2023年の台湾版「#MeToo」運動の成果とされる2023年「性別平等雇用法」²⁷(以下、「本法」)のセクシュアルハラスメント(以下、「セクハラ」)防止をめぐる改正²⁸に伴い、労働部は本法の下位法令である「性別平等雇用法施行細則」(以下、「本細則」)²⁹、「職場セクハラ防止措置準則」(以下、「本準則」)³⁰及び「性別平等雇用苦情申立て審議処理弁法」(以下、「本弁法」)³¹の改正(以下、総称して「本改

²³ 中国語「著作権審議及調停委員会」

²⁴ 中国語「核定」。裁判所が承認した著作権審議及び調停委員会による調停は、民事確定判決と同一の効力を有するとされています(著作権法82-2条2項)。

²⁵ 中国語「新型専利」

²⁶ 実用新案登録出願案が公表された後、何人もTIPOに対し実用新案技術報告を請求することができます(特許法115条1項)。日本における実用新案技術評価書に相当します。

²⁷ 中国語「性別平等工作法」

²⁸ 2023年8月18日と2024年3月8日に施行された部分があります。詳細は、[MHM TAIWAN NEWSLETTER 2023年9月号 \(Vol.4\)](#) 7-9ページ「1.6.性別平等雇用法の改正」をご参照ください。

²⁹ 中国語「性別平等工作法施行細則」(本改正公表日：2024年1月17日)

³⁰ 中国語「工作場所性騷擾防治措施準則」(本改正公表日：2024年1月17日)

³¹ 中国語「性別平等工作申訴審議處理辦法」(本改正公表日：2024年1月11日)

MHM TAIWAN NEWSLETTER

正)を公表しました。本改正は全て 2024 年 3 月 8 日までに施行されました。本改正の重要な内容は以下のとおりです。

(1) 本法用語の定義

本細則は、本法で新たに規制対象とされた「共同作業関係のある異なる事業単位の従業員から労働時間外に行われたセクハラ」(本法 12 条 3 項 2 号、同 13 条 2 項)における「共同作業関係」については、「共通の目的に基づき、同一期間内に業務を遂行すること」と定義しています(本細則 4 条の 2 第 1 項)。また、本法で新たに規制対象とされた「労働時間外に行われた持続的なセクハラ」に関して(本法 12 条 3 項 1 号、2 号)、「持続的なセクハラ」とは「当該セクハラ行為が労働時間中及び労働時間外の両方で発生し、時間的な密接性を有するもの」と定義しています(本細則 4 条の 2 第 2 項)。

(2) 雇用主のセクハラ是正措置等の義務に関する内容の改正

本法 13 条 2 項に加え、本改正によって、本準則に規定される雇用主のセクハラ是正措置等の義務に関して、以下のとおり重要な変更点があります。

- ① 「共同作業関係のある異なる事業単位の従業員から労働時間外に行われたセクハラ」への対応について(本準則 7 条): どちらかの雇用主がセクハラの発生を知った場合、その雇用主は書面、ファクス、口頭、又は他の電子資料転送方法により他方の雇用主に通知し、共同で協議解決し、又は救済策を講じなければならない、かつ当事者のプライバシー及びそのほかの人格的法益を保護しなければなりません。
- ② 30 人以上の労働者を雇用している雇用主の研修に関する実施義務(本準則 9 条): 労働者に対して職場セクハラ防止に関する研修を実施する義務があることに加え、(a) セクハラ事件に関する苦情申立て、調査、及び処理手続を担当する者、(b) 事業単位の董事、監査役、経理人(総経理等)、管理監督者等、(c) 政府機関、学校、各軍事機関、軍隊、行政法人及び国営事業の各管理監督者に対しては毎年優先的に研修を実施する必要があります。
- ③ 雇用主によるセクハラ調査手続に関する規定: 本改正では、調査手続中の守秘義務(本準則 10 条)、30 人以上の労働者を雇用している雇用主に対するセクハラ苦情申立処理部門の設置義務及び 100 人以上の労働者を雇用している雇用主に対する性別に関する意識を備えた専門家チームの設置義務とそのメンバーに関する必須条件(本準則 12 条 2 項、13 条 2 項)、調査結果に関する必要記載事項(本準則 14 条)、並びに調査に関する親族等の回避事由(本準則 15 条)等が新たに規定されました。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

(3) 労働主務機関等のセクハラ通報申立に関する審議手続

本弁法は、労働主務機関が労働者の職場セクハラ申告を受けた後の審議手続を定めているところ、本改正により、労働者が地方労働主管機関に職場セクハラを通報申立てした³²後、雇用主、労働者、または求職者がその審議結果に不服がある場合、10日以内に労働部の性別平等雇用会に審議を申請するか、当該地方自治体に行政不服申立て（中国語「訴願」）を提出することができるようになりました（本弁法 2 条 2 項）。本改正では、同一の事件について審議申請と行政不服申立てとが同時に提出される問題を解決するため、審議申請者が同時に地方自治体に行政不服申立てをしたか否かの関連情報を提示することが求められます。もし審議申請者が同一の事件について同時に地方自治体に行政不服申立てをした場合、労働部は申請者に対して 15 日以内に審議申請または行政不服申立てのいずれかを取り下げるよう書面で通知し、申請者はどちらか一方の手続きを選択する必要があることを明確に規定しています（本弁法 6 条 2 項 6 号、同 3 項）。

2. 雇用主の残業代未払いに関する行政罰の時効に関する解釈書簡（労働部 2024 年 3 月 11 日労働条 2 字 1130147758 号）の公表

執筆担当：呉 思定、森 琢真

雇用主は、労働者の時間外労働に対して、労働基準法（以下、「労基法」）³³24 条に定める割増率に従って計算した残業代を支払う必要があります。支払いは、当該時間外労働が発生した日の属する月の基本給支払日、または発生日以降最初に到来する基本給支払日に行う必要があります（賃金等の支払日ガイドライン第四（一））³⁴。この義務に違反した場合、2 万 NTD 以上 100 万 NTD 以下の行政過料が科せられます（同 79 条 1 項 1 号）。

また、台湾の行政罰法 27 条 1 項と同 2 項によれば、行政罰の時効は 3 年とされており、当該期間の起算点は行政法上義務の違反行為が終了する時点ですが、当該行為の結果が後に発生する場合は、起算点は結果の発生時になります。

上記雇用主の残業代支払義務に違反した行為に関する行政罰の時効の起算時点について、労働部は 2024 年 3 月 11 日に労働条 2 字 1130147758 号解釈書簡³⁵（以下、「本書簡」）を公表しました。本書簡は、労基法 23 条 2 項後段に基づき、賃金の支払、賃金計算項目、賃金総額等を記入した労働者賃金台帳の保存義務期間は 5 年間とされているところ、5 年を経過すると、残業代支払義務の履行に関する証拠の確認が困難になるため、雇用主の行政法上の残業代支払義務は当該 5 年の経過時点で消滅するとの見解を示しました。さらに、本書簡は、行政罰の時効（3 年）の起算点は、

³² 詳細は、[MHM TAIWAN NEWSLETTER 2023 年 9 月号 \(Vol.4\)](#) 8 ページの④をご参照ください。

³³ 中国語「労働基準法」

³⁴ 詳細は、[MHM TAIWAN NEWSLETTER 2023 年 6 月号 \(Vol.3\)](#) 7-8 ページをご参照ください。

³⁵ 中国語「労働部民國 113 年 3 月 11 日労働条 2 字第 1130147758 號函」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

当該義務が消滅する時点³⁶、すなわち、労働者賃金台帳の保存義務期間が経過した時点になるとの見解を示しました。

IV. その他

1. 電子署名法の改正

執筆担当：蘇 春維、青山 慎一

電子署名法³⁷の改正案は、2024年4月30日に立法院で可決され、同年5月15日に公布、施行されました。今回の電子署名法改正は、同法が2002年に施行されて以来初の改正となり、電子署名の普及と運用を促進し、多様な電子署名の発展に資する法制度環境を整えることを目的とし、スマート政府とデジタルトランスフォーメーションの政策目標を達成し、国内外企業の交流を円滑にすることを目指しており、台湾の電子署名法制度に大きな影響を与える重要なものです。本改正の主な内容は以下のとおりです。

- (1) 電子文書³⁸及び電子署名³⁹は、電子署名法（以下、「同法」）の規定に適合する場合、実体文書及び署名と同等の効力を有し、電子形式であることのみをもってその法的効力を否定してはならないという規定（同法4条）が新たに設けられました。
- (2) 電子文書、電子署名の利用に「相手方の同意を得る」という要件が削除されました。一方、電子文書又は電子署名の使用に相手方がいる場合（例えば契約締結の場合）、原則として電子形式を採用する前に、合理的な期間及び方法で相手方に反対する機会を与えなければならない、かつ相手方が反対しなかった場合に電子形式の採用に同意したものと推定されることを相手方に告知しなければならない旨の規定が新たに設けられました（同法5条4項）。
- (3) デジタル署名⁴⁰が電子署名の一種であると明確に規定することにより、電子署名法が定める「電子署名」及び「デジタル署名」の関係をより明確にしました（同法2条1項3号）。

³⁶ 行政上の作為義務違反に関する行政罰の時効の起算時点について、本書簡では、法務部（同部2022年2月9日法律字11103502780号解釈書簡）等の意見を踏まえ、「作為義務の消滅時点」としています。

³⁷ 中国語「電子簽章法」

³⁸ 中国語「電子文件」（同法2条1項1号）。文字、音声、画像、映像、記号そのほかの資料を、電子的又は人間の感覚で直接認識できないそのほか方法をもって作成し、その意図を表示するに足る記録であって、電子処理に供するものを指します。

³⁹ 中国語「電子簽章」（同法2条1項2号）。電子文書に付随し、かつこれに関連して、電子文書の署名者の身元、資格及び電子文書の真偽を識別し、かつ確認するために用いられるものを指します。

⁴⁰ 中国語「數位簽章」（同法2条1項3号）。電子署名の一種であり、電子文書を数学的アルゴリズム又

MHM TAIWAN NEWSLETTER

- (4) デジタル署名は、その安全性及び信憑性が高いため、一定の要件を満たしている場合、本人が自ら署名又は押印したものと推定する効力があるという規定が新たに設けられました（同法6条）。
- (5) 台湾の主管機関⁴¹が外国の証憑機関を許可する場合の要件が緩和され、「技術提携協力の原則」という要素が追加されました。改正後は、A.安全条件が同等であり、かつ B. (a) 国際相互主義又は (b) 技術連携協力の原則に適合する場合、外国の法律に基づいて組織され、登記された証憑機関が台湾の主管機関の許可を受けることで、その証憑機関が発行する証憑は台湾の証憑機関が発行する証憑と同等の効力を持つこととなります（同法15条1項）。
- (6) 電子署名等の適用範囲を拡大するために、行政機関が「公告」をもって電子署名法の適用を除外することができるという規定が削除されました。改正後、行政機関の公告ではなく、「法律」によってのみ、電子署名法の適用を除外することができます（同法11条1項）。行政機関が本改正前に行った電子署名法の適用を除外する旨の公告は、今回改正の施行日から1年後に適用停止となります。但し、主管機関が同意した場合、1回に限り最大2年まで延長することができます（同法20条）。

2. 商標法施行細則の改正

執筆担当：鄭 鈺璇、高久保 香子

台湾の知的財産主務機関の知的財産局（TIPO）は、改正商標法の2024年5月1日の施行に伴い、同日に商標法施行細則の改正案を公表しました。同細則は同日より施行されています。今回の改正の主な点は以下のとおりです。

(1) 商標使用意思の確認

商標の出願人とは、自然人、法人、パートナーシップ形態の組織、法律によって設立された非法人団体（協会等）または商業登記法によって登記された事業者であって、指定商品・役務に関する業務に従事しようとする者をいいます（商標法19条3項）。ここでいう「指定商品・役務に関する業務に従事しようとする者」とは、「確実に商標を指定商品・役務に使用する意図を有する者」を意味しています（商標法施行細則12条の1第1項）。このような使用意思があるかどうかについて合理的疑義がある場合、TIPOは出願人に対し関連証拠を提出するよう求めることができます（12条の1第2項）。

はそのほかの方法で一定の長さのデジタルデータに変換し、署名者の秘密鍵で暗号化して電子署名を形成し、公的鍵により検証可能で、かつ証憑機関が発行する証憑を有するものを指します。

⁴¹ デジタル発展部（中国語「數位發展部」）を指します（同法3条）。なお、本改正前の主管機関は經濟部でした。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

(2) 商標の早期審査

2023年5月9日付で可決された商標法の改正案⁴²（2023年5月24日改正、2024年5月1日施行）により、商標権の早期取得の必要性が認められる場合の早期審査制度が新設されました。細則は、早期審査制度の導入に伴って早期審査申請書の必要記載事項等を明確に規定しました（19条の1）。また、商標法19条8項でいう「早期の取得の必要性」は、①出願商標が全ての指定商品・役務について実際に使用され、または使用する準備が相当程度進んでいる場合、②出願商標が一部の指定商品・役務について実際に使用され、または使用する準備が相当程度進んでおり、かつ商業上商標権の早期取得の必要性及び緊急性がある場合のいずれかに該当する場合に認められます（19条の2第1項）。

「早期の取得の必要性」の該当性判断について、いくつかの留意事項があります。

- ① 「使用されている」とは、台湾内で実際に使用されており、かつ商標法5条⁴³の要件を満たしているものを指します。
- ② 「使用する準備が相当程度進んでいる」ことを証明するには、実際の状況にもよりますが、使用開始予定時期、使用準備中の商品・役務、及び使用予定の販売チャンネル・場所を具体的に特定したり、出願商標を使用した商品または役務のサンプル・広告・印刷物等を提出したりするといった方法があります⁴⁴。

3. 「私法人による住宅の用に供する建物の購入の許可に関する規則」の改正

執筆担当：紀 鈞涵、鈴木 幹太

昨年配信したニュースレターでご紹介したとおり⁴⁵、「平均地権条例」の改正が2023年2月8日に公布され、同2月10日から施行されました。この平均地権条例の2023年2月の改正の一つの重要なポイントは、投機的取引を防止し、不動産価格を安定させること等を目的として、私法人による住宅用建物の購入の事前許可制の導入でした。私法人が住宅用建物を購入する場合、一定の場合を除き、原則として事前に利用計画書等を提出し、当局の許可を取得する必要があり、当局による許可

⁴² [MHM TAIWAN NEWSLETTER 2023年6月号 \(Vol.3\)](#) を参照。

⁴³ 商標の使用とは、販売を目的として、以下のいずれかに該当し、関連する消費者に商標として認識される場合をいいます。

- ① 商標を商品またはその包装容器に用いる場合
- ② 上記①の商品を所持、陳列、販売、輸出または輸入する場合
- ③ 提供する役務に関連する物品に商標を用いる場合
- ④ 商標を商品または役務と関連する商業文書または広告に用いる場合

⁴⁴ TIPO が公表した「商標の早期審査に関する作業手続（中国語「商標註冊申請案加速審査作業程序」）」2ページ目を参照。

⁴⁵ [MHM TAIWAN NEWSLETTER 2023年3月号 \(Vol.2\)](#) を参照。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

の審査基準は、「私法人による住宅の用に供する建物の購入の許可に関する規則」⁴⁶（以下、「許可規則」）によるとされました。許可規則制定後、実務上、濫用される事例があることに鑑み、行政院内政部は 2024 年 5 月 17 日に許可規則の改正を行いました（以下、「本改正」）。改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 宿舎（居住）用途の申請に関する要件の追加

もともと、取得する住宅用建物の戸数が経常的雇用従業員数を超えてはならないという制限があるほか、①取得する物件について、原則として完成済みの物件または中古物件に限定されていること（4条2項）⁴⁷、また②一戸あたりの購入金額に上限があり、「中央銀行の金融機関による不動産担保ローン業務規定」⁴⁸に定める金額を超えてはならないこと（4条3項）等の要件が本改正で追加されました。

(2) 賃貸経営の許可が得られた場合、併せて移転登記を行うことが必要

許可規則は、営業項目に不動産賃貸業を含む私法人について、居住の用に供する賃貸経営を住宅購入の許可用途の一つとしています。これについては、許可規則によれば、取得申請及び取得済みの戸数は同一の使用ライセンスにつき合計 5 戸以上でなければならないとされていますが、本改正では、さらにこれらの住宅取得の許可を得てから、併せて所有権移転登記を行わなければならないという規定を追加しました（14条2項）。

4. 立法院職権行使法と刑法の一部改正

執筆担当：紀 鈞涵、鈴木 幹太

2024 年 5 月 28 日に立法院職権行使法と刑法の一部改正（以下、「本改正」）が立法院で可決され、6 月 24 日に公布されました⁴⁹。改正の主な内容は以下のとおりです。

(1) 立法院職権行使法の改正

立法院職権行使法改正案のポイントは、①総統による国政方針の報告の常態化、すなわち、立法院が毎年集会のときに、総統に対して、立法院において国政報告を行うよう要請すること（15条の1）、②総統による国政方針報告後、不明瞭なとこ

⁴⁶ 中国語「私法人買受供住宅使用之房屋許可辦法」

⁴⁷ 改正理由において「大規模な工場移転又は運営計画等により新築物件を取得する場合、例外的に許可した場合もある」と記載されています。

⁴⁸ 中国語「中央銀行對金融機構辦理不動產抵押貸款業務規定」（2024年6月13日台央業字1130022080号令で改正を公表し、14日発効）。なお、当規定のQAは、台湾中央銀行のホームページにも掲載される。（<https://www.cbc.gov.tw/tw/cp-4223-124873-79d4c-1.html>）

⁴⁹ 本改正の公布と発効を受けて、総統、行政院、民主進歩党の立法委員及び監察院は、同法案の合憲性について司法院憲法法庭（憲法裁判所）に憲法解釈を求める憲法訴訟を提起し、あわせて仮処分申し立てを行いました。憲法法庭は、2024年7月19日に本改正の一部条文の適用を一時停止とする仮処分決定を下しました（2024年憲暫裁字1号決定）。

MHM TAIWAN NEWSLETTER

ろがあれば、立法委員が総統に対して、口頭または書面質問を行うことができ、口頭で質問をする場合、総統は即時回答すること（15条の4）、③一定の除外事由に該当する場合を除き、答弁人は回答や情報提供の拒絶、情報の隠ぺい、虚偽の回答、及びそのほか国会を軽視する行為が禁じられること（25条）、④立法院の人事同意権について、指名された者に真実かつ完全な情報提供義務が課されること（29条の1、29条の2、30条、30条の1）、⑤立法院院会の決議により調査委員会を設け、または委員会の決議により、調査プロジェクトチーム⁵⁰を設けることができ、関係機関や法人、関係者に対して調査権を発動し、関連書類の提出を求めることができ、調査を受けた者は、拒否や隠ぺいを行ってはならないこと（45条から53条）、⑥正当な理由なく、公聴会への欠席、証言と資料の提出を拒否する場合、立法院院会の決議により罰金が科されること（59条の5）等が挙げられています。

(2) 刑法改正案

刑法改正案では、国会軽視罪⁵¹（141条の1）が新たに追加されました。公務員が立法院の公聴会において、または質疑を受け、重要な関係事実を知りながら、虚偽の陳述した場合は、1年以下の懲役、拘留、2万NTD以上20万NTD以下の罰金に処されます。

文献情報

論文	「台湾企業の日本子会社等に対する貸付、親会社保証、回収における留意点」
掲載	金融法務事情 No.2231（2024年4月10日）
出版社	一般社団法人金融財政事情研究会
著者	鈴木 幹太、紀 鈞涵（共著）

ニュース

- **【重要】当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を騙った詐欺にご注意ください**

当事務所を騙り出会い系詐欺などの被害相談を受けると宣伝するウェブサイトが確認されました。当事務所は、このようなウェブサイトは一切関係がございません。ウェブサイト記載の連絡先に連絡することのないようお願い申し上げます。

また、当事務所の弁護士名を騙り被害弁償をする等の電話やメールを送っている事例が確認されました。当事務所は、このような事件には一切関係がござい

⁵⁰ 中国語「調査專案小組」

⁵¹ 中国語「藐視國會罪」

MHM TAIWAN NEWSLETTER

ません。

当事務所または当事務所の弁護士・スタッフ名を名乗る者からのお心当たりのない連絡を受けた場合は、すぐには応じず、相手の身元を十分にご確認ください。また、併せて下記連絡先までお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、当事務所の弁護士が、連絡を差上げた事案について、当事務所の他の弁護士・秘書・スタッフ、他のオフィスなどには連絡しないように伝えることはありません。

そのようなことを伝えられた場合は、基本的に詐欺であるにご理解下さい。

森・濱田松本法律事務所

Tel: 03-5220-1800（総合案内）（9時00分～17時00分）

E-mail: mhm_info@mhm-global.com